

社労働委員会議録 第十四号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事

井村 重雄君

理事

齊藤 邦吉君

理事

河野 正君

理事

伊東 正義君

理事

小宮山重四郎君

理事

田中 正巳君

理事

地崎宇三郎君

理事

橋本龍太郎君

理事

松山千恵子君

理事

淡谷 悠藏君

理事

流井 義高君

理事

山口シヅエ君

理事

本島百合子君

理事

栗山 秀君

理事

伊藤よし子君

理事

八木 一男君

理事

受田 新吉君

理事

吉川 兼光君

理事

神田 博君

理事

厚生大臣

出席政府委員

(大臣官房長) 厚生事務官

(大臣官房長) 厚生事務官

(大臣官房長) 厚生事務官

出席國務大臣

厚生大臣

出席政府委員

出席國務大臣

出席

戦争という一つの要素が精神病あるいは神経症にどういう影響をもたらすかという点が、これは一つのキーポイントになると思います。元来これは当時の日本の軍隊の基本的な考え方だと思うのですけれども、戦争という要因が精神上に及ぼす影響というものが非常に少ないのだというふうな一つの観念に私は立っておったと思うのです。ですからこれは正直申し上げますが、はたして実際現状がそうであるかどうかということについて、私も若干経験を持つておるわけです。そしてその当時、いろいろ制約がございますから、非常に明確な表現は使わなかつたわけでございますけれども、しかし、私は、西部戦線の際にも言われておりますように、やはり日本の当時の皇軍ですね、國軍の中にもやはりクリークスノイローゼというものはあり得る。要するに戦争というものの一つのモメンツというものが精神上に及ぼす影響というものはかなりあるのだということを、ある種の統計を通じて当時の軍医団の雑誌にも若干論文を発表いたしております。もう少し明確に表現したいわけであつたわけですから、それもいろいろ当時の制約等もございまして、非常にゆるやかな表現でやつておりますけれども、当時の軍医団の雑誌もやはりそれを掲載いたしておるわけです。だから、戦争というモメントというものが精神上に及ぼす影響が非常に大きいということを科学的にも否定することはできないと私は思うのですよ。それが一つ。

もう一つは、戦争前から、軍隊に入隊する前からあつたのかどうかということが公務傷害になるかならぬかという一つの条件になつてきますけれども、しかし、当時の入隊させるいろいろな基準がありますが、その際にやはり精神病という既往症があれば当然その当時でもチェックしておったと思うのです。私も当時の軍医でそれぞれ身体検査等をやって、いろいろ既往症などの調査をして、そしてそういう前歴がある人は軍隊に入れぬ、そういうたてまえを一応とつておつたと思うのです。ですから、そういうたてまえをとつておつた

とするならば、やはり軍隊入隊後新しく起こった精神異常というものは、やはり戦争というメントによって起こってきたという判断を下すのが私は至当ではなかろうか、こういうふうに思います。そういたしますと、一つは、入隊以前からあつたとかなかつたとかいう問題は、もうすでに軍隊に入隊させたという一つの事実から、私はそれは当然考慮されるべきだと思いますし、それからもう一つは、当時は日本の軍隊でいろいろやかましく言っておったけれども、やはりクリークスノイローゼというものはあり得る、戦争によつて影響を受けた神経症と精神障害というものはあり得るという科学的な調査があるわけでありますから、私は渋谷委員が御指摘になりますように、この点は単に社会保障的な意味だけではない、やはりそういう事実というものは明らかに証明されるわけですから、そういう意味からもやはりそこの問題については渋谷委員御指摘の方向で善処されることが私は妥當だ、こういうふうに考えるわけでございますが、そういう、ただ社会保障的な意味だけではなくて、やはりそういう科学的根柢があるということについてはどういうふうにお考えでございますするか、ひとつ明確にお答えを願つておきたいと思います。

おるという事実がある以上は、既往症といふものは一応否定するというたまえをとらるべきではなかろうかと思うのです。いまの局長の話では、過去にあつた者は云々とおっしゃるけれども、適去にあつた者は入隊させぬというたまえがとられておつたと私は思うのです。そうすると、その点についてはやはり明確にしてもらわぬと、少し混同してくると思います。

○鈴村政府委員 もちろん過去においてそういうことがありましても、軍隊入隊のときに軍医さんが見られて注意しておるという判断で入隊させるということが多いと思われますので、一般的には戦中のそういう発病であれば公務と見られる場合が大部分だと思います。この点はいまお話しのとおりだと思います。

○河野(正)委員 専門的にわたりますけれども、治癒しておれば、新しく起つた病気といふものはやはり戦争がその要因だといふうに理解せざるを得ぬと思うのですね。ただ緩解状態であったということになれば、やはり基礎的要因といふものは残つておるのですから、その際には若干疑問が出てくると思うのです。いま局長がおっしゃつたように、過去はあつたけれども治癒しておるのだということになれば、私は、その軍隊生活を受けた以後起つた疾病といふものはやはり戦争といふうに理解せざるを得ぬと思うのです。治癒であるか緩解であるかということはきわめて重要な要素を持つておるのでです。そこで治癒であれば、当然これは新しく起つてきたというふうに判定せざるを得ぬというのが学問的立場です。ですから、治療だつたならば、やはり戦後起つた精神病等については当然公務適用が行なわるべきだ、こういうように私は考えます。その点はいかがですか。

○鈴村政府委員 お説のとおりだと存じます。

お聞きのとおりの状態で、これは精神病だけではなくて、あとの病気でも、科学的のあるいは医学的ないろいろな問題点はございましょうけれども、やはり今度のこの三案の趣旨から申しましても、まあ金額を若干上げるということも大事でしようけれども、この給付を受けてない立場になつている者をなるべく少なくするというところに援護の重点を置かれたほうが的確じゃないかと思うのです。この点については、精神病だけに限らず、現状に即して的確な政治判断をされませんと、戦争というものの性格からみましても窓外こうした援護の精神にもどるものが多いと思いますので、その点に対する十分なる御配慮を願いたいと思う。

もう一点。これは若干関係のないものでございますが、あとで関連性を持ちますから大臣にお聞きしておきたいのですが、最近都内で各種厚生の寮あるいはその他団体の寮と称するうちが相当ふえてきております。実質は、寮の中に一般の看板どおりの人が入らないで、会社の重役とか特殊な個人が入っているという例がだいぶあるのです。この数は大体大臣はおつかまえになつておりますかどうか。また寮として許可したものにどういう人が居住しているか。これに注意をされた例はござりますかどうか。この二点だけを伺つておきました。

〔委員長退席、井村委員長代理着席〕

○**神田国務大臣** 渋谷委員の最初の援護の実験の考え方、これは私も同感でございます。いまお述べになつた精神のとおり私も考えておりますので、そういう方針のもとでよく担当者に指示もし、またその前に省にも出して戦争の犠牲者をあたたかい目で救つてしまいたい、こう考えております。

それから、第二の問題でございますが、これはちょっと私、資料を持っておりませんのでお答えいたしかねます。社会保険の寮ですか、それとも、どういう寮なんでしょうか。内容をもう一度詳し

はつきりした公務の疾病あるいは公務という証明は必ずしもつかないものを公務とみなし得る、そういうものにつきまして年金を支給する制度であります。そういうふうな公務傷病あるいは公務とみなすこともできないような疾病といたしまして、たとえば公務傷病に併発して起こった病気というような場合で、それが一定の条件にあたる場合には年金にかえて遺族一時金を出すという制度であります。

○淡谷委員 どうもその年金にかえて一時金を支給するというのは、何かそこに、ほんとうにやつたんではやっかいだからという追い込むような観念はないのですか。

別援護法だけに限るのですか。他の法には適用しないのですか。

○鈴村政府委員 これは戦傷病者特別援護法の規定としてそういうものを置くわけでございます。結局、戦傷病者が終戦後非常に不自由ながらだの条件のもとに苦労をして生きてこられたという実態であるわけでございますが、これらの方に対するいろいろな援護措置、これは特別援護法に基づく措置が当面直接の問題でございますが、個々の援護についてのいろいろな相談業務等がこれらの方から非常に要望されておったわけでございまして、昨年の衆参両院の社労委員会におきましても特にこの点が要望されておった次第でござります。おそまきながらこれらに対する必要性を感じておりますと、今回政府として相談員を設けるということに踏み切ることにいたしたわけでござりますが、そういうふうな方々の親身の相談に乗つて更生のために力をかすというのが相談員の任務だと思います。もちろんこの法律に書きましたいろいろな相談業務のほかに、その他のいろいろな援護につきましても実際上の相談相手としていろいろ力をかすということは期待されるところだと思ひます。

わけであります。

○淡谷委員 思いつきはたいへんいいと思います
けれども、ただこの戦傷病者相談員には、八条の
二の三項で「その委託を受けた業務」を行なうに當
たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する
秘密を守らなければならない。という規定さえで
きておりますね。これは相当重大な問題だと思う
のです。これは名譽職として、悪くいえばおだて
てやせると、いうような軽い気持ちができる仕事
でしょうか。予算を見ましても少ないですね。名
誉職であれば、ただは当然で、ようが、四百六十人
の予定に対して百五十八万六千円というのですか
ら、計算してみますと、一人一年間に三千四百四
十円といふ数字が生まれてまいります。ほんと
うの名譽職ですね。「社会的信望があり、かつ、
戦傷病者の援助に熱意と識見を持つている者に委
託することができる」となっております。これは
金の問題じやないで、ようけれども、三千四百四
十一円で、社会的信望があつて、戦傷病者の援助
に熱意と識見を持つて、他人の秘密を十分守つて
まじめにやるという人をどういう方法で探し出そ
うとしているのですか。方策を伺いたい。

○鈴村政府委員 実は昨年からこの話は特に強く
出てまいりまして、その際にも国から金は一錢も
もらわなくともいいからとにかく早くこういう制
度をつくってもらいたいという関係者からの強い
要望があつたわけであります。しかしながら、い
やしくも国が委嘱する以上はゼロで委嘱するわけ
にいかないということで、予算の成立を待つて今
回これを制度化することにいたしたわけでござい
ます。もちろん予算に組まれておる額は日額五百
円程度でござりますので、全く決算でございます
が、しかしながらこれらの業務に従来とも携わっ
てこられた方、あるいは今後とも携わつていただ
く方は、そういう金銭的な問題は度外視してやつ
ていただく方に委嘱することを考えておる次第で
ありますので、その点は少ないけれどもがまんし
てやつていただけることと期待しております。
それから具体的な委嘱につきましては、厚生大

○淡谷委員　社会福祉の方面でもいろいろなこころいう仕事をされる人たちが多いようですが、実はこぼしているのです。だんだん仕事がたくさん出でてくるのにもうほどんど報われないところでやっているというふうに思われる方を推薦していただいて、その推薦によって委嘱いたしたいというふうに考えております。

○淡谷委員　社会福祉の方面でもいろいろなこころいう仕事をされる人たちが多いようですが、実はこぼしているのです。だんだん仕事がたくさん出でてくるのにもうほどんど報われないところでやっているというふうに思われる方を推薦していただいて、その推薦によって委嘱いたしたいというふうに考えております。

臣が都道府県知事に依頼いたしまして、ほんとうに適任と思われる方を推薦していただいたて、その推薦によって委嘱いたしたいというふうに考えております。

百六十人がことごとくそうだと考えられない。これは、國がやるべき仕事を民間の篤志家にやらせるという観念もいことはいいけれどももう少し国がやるならやるように、その点を徹底してお考えになる必要はないですか。特にここに秘密を守り、あるいは人格を尊重してということがありますけれども、中には、これは戦争当時になりましたが、こういうふうな援護事業にはえてして自分の持っている地位を利用するという者もございました。それが不幸にして、もし人格を尊重しないかたちで秘密を守らなかつたりする場合は一体どうなるのか。何か閑則でありますか。

○鈴村政府委員　委嘱にあたりましてはそういうことのないように、ほんとうに適任な方を委嘱いたしたいと思っておりますが、万が一そういうふうなことがございまして不適任であるというような事情が出来れば、なるべく早く解職をする、やめていただくだくというようなことをいたしたいと思います。それから、確かに非常に乏しい謝礼の費用でござりますので、國としてはできるだけ今後増額もありまして、一舉に増額ということもむずかしいと存じますが、それと大体似たような額でありますので、やはり他の制度との均衡につとめたいと思いますが、たとえば民生委員とかその他の同じような例を見ましても、この相談員に対する謝礼と申しますが、それと大体似たようなふうに考えておる次第でございます。

配慮をしてやつていただきたいと要望しておきます。

それから、これはあとの法律にも関係があつていろいろ審査等の場合に問題になると想います
が、「公務上の傷病」の中に「公務による負傷又は
疾病」という項と、「特別の事情に関連して生じた
不慮の災難による負傷又は疾病」、こうあるのです
が、公務による負傷または疾病と、特別の事情に
関連して生じた不慮の災難による負傷または疾病
とどう違うのですか。

○鈴村政府委員 たとえば、一例として自殺であ
りますとか、それから軍隊でなくられて死んだと
か、いろいろ例があるわけですが、そんな
ようなことです。

○淡谷委員 どうもちょっといまの点納得がいか
ないのですが、不慮の災難というのは、やっぱり軍
隊でなぐられるというのは災難になりますか。も
う少しつきり割り切った解釈がほしいのです
が、「自殺などの場合も、自殺の原因はあるでしょ
うが、自殺の原因のあるよなさまざま事情が
不慮の災難というふうに割り切れるかどうか、こ
れは從来そういうふうな事例がなかったのです
か。

○鈴村政府委員 この例はあんまり多くない次第
ですが、ありましたのは自殺、それからたとえば
兵隊同士がけんかして流れだまが第三者に当たっ
たというような場合、あるいは上官になぐられて
それがたまたまその原因で死亡した、そういうよ
うな例があるわけあります。あんまり多くある
わけではございません。

○淡谷委員 そのほか公務による傷病、疾病のほ
かに、「業務による疾病」というのがありますね。
さらにはほかに「戦闘に基づく負傷又は疾病」こう
あるのですが、戦闘と公務の関係、公務と業務は
わかりますけれども、非常にたくさんのが負傷、疾
病の種類があげられているのは、これはどういう
必要からですか。

○鈴村政府委員 結局公務ということでとるわけ
でありますので、その公務と見るのにはいろいろ

あるということで、身分等によって業務上にした
りあるいは戦闘にしたりその他の公務にしたり、
いろいろ公務と見られる場合をあげておるという
わけです。

○淡谷委員 戰闘に基づく負傷と公務の区別はどうなるわけですか。戦闘は公務の中に入らないの
ですか。

○鈴村政府委員 ただいまおしゃっておりま
すのは、民間人の場合の戦闘参加のことかと思いま
すが、民間でありますと公務というのではなくて
やはり戦闘参加ということになるわけでございま
して、軍人の場合でいきますと、結局そういうこ
とばを使っておりまして、公務のうちの一部に
戦闘といふものが出てくるわけであります。

○淡谷委員 「戦闘に基づく負傷又は疾病」「陸
軍又は海軍」ということが書いてあるのですが、
これは戦闘と戦争はどうなんですか。

○鈴村政府委員 たとえば援護法の第四条の四項
の場合なんかで申しますと、「当該戦闘に基づき負傷
し」といいますのは、民間人の場合で戦闘参加、
つまり軍人でない一般の人が陸海軍の要請に基づ
いて戦闘に参加したというような場合であります
ので、「当該戦闘に基づき負傷」ということばを
使っておる。したがって、身分とかそれによりま
して、ここに公務と見られるものを使い分けてい
るというわけであります。

○淡谷委員 実は私これをくどく申し上げますのは、
審査しております件数がまだ三千八百三十二
という、全体からいいますとたいへん少ないよう
ですが、やはり三千八百三十二という数は個人個
人の立場からいふと小さい数ではないと思う。

〔井村委員長代理退席、委員長着席〕

こういわあいまいな点を審査の上にはつきりさせ
るためにお聞きしたいのですが、たとえば戦闘と
いうのは、具体的に両軍入り乱れてやつた場合の
ことか、あるいは戦争行為全体をさして
いうのか、この辺の解釈はどうなんですか。近代
戦争というのは、やあやあといふふうに刀を合わ
すような戦闘だけではないと思うのですが。

○鈴村政府委員 むしろここでいっておられます
は、個々のその地域の戦闘の場合をいっておるわ
けであります。

○淡谷委員 公務による負傷または疾患はかなり
広いのですが、一般人が陸軍または海軍の要請に
基づいて戦闘に従事した場合——これは本来でき
ないのじやないです。飛ばっかりを受けた場合
以外に一般人が戦闘行為に参加できますか。

○鈴村政府委員 ただいまお話しのよな例は沖
縄の戦闘なんかに非常に見られるわけであります
す。あそこへ敵が上陸してきた際に、ほんとうに
民間の人たちが陸海軍の戦闘のお手伝いをした。
たとえば、水をくんでやるとかあらゆることを手
伝つたというは明らかに戦闘参加のいい例だと
思ひます。

○淡谷委員 そうなるとこの戦闘というのはかな
り広い意味に解してよろしいわけですね。水をく
むとかたきぎを配るとかいうことは実際の戦闘行
為ではない、戦闘を助けたわけです。つまり戦争
というふうに広く解釈して、その中で働いたもの
と云ふふうに解釈していいですか。

○鈴村政府委員 戦闘と申しますのは、実際に銃
を撃つとかなんとかいう直接の戦闘行為のほか
に、もちろん補給と申しますか、めしをたくとか
水をくむとかあらゆることが入るわけであります
ので、沖縄戦の場合なんかでは民間人で軍隊のた
めに食事の用意をしたとか水をくんだとか、そ
ういうことがすべて戦闘参加として見られるわけ
であります。

○淡谷委員 そうならこの戦闘といふことは申しま
せんが、せめて一年ないし二年來かかっておりま
す二十四件の内容を資料として提出するように委
員長からお計らい願いまして、きょうの私の質問
は終わります。

○鈴村政府委員 ただいまお話の資料、なるべく
早く提出させていただきます。

○松澤委員長 暫時休憩いたします。

午後二時四十四分休憩

午後零時二分休憩

○受田委員 そうしますと、遺族給与金もしくは
遺族年金の受給者、有資格者が六十歳に制限され
ておるということ、そのこと自身に問題があると
思うのでございますがね。

○鈴村政府委員 けさ午前中援護課長がその点に
な場合の戦闘参加であります。ただ広い戦争、た
とえば、東京の大空襲で人が二十万人も死んだと
いう場合には、確かに戦争に基づく死亡でありま
すけれども、そこまで戦闘参加とは見ないとい
う考え方であります。

○淡谷委員 だいぶ国家財政の広くなることをお
いて、これは原則的に答えていただきたいと思
うのですが、やはり戦闘といふのはそうじやなく
て、戦闘行為だと思うのです。少なくとも一般人
に対する、陸軍または海軍の要請で戦争行為に参
加させるならば、私は戦闘だけじゃなくて、戦争
全体に基づく負傷または疾病といふうに考えて
いいと思います。これは非常に混乱した中につく
られた法律でもあり、また適用範囲も広く、負傷
または疾病の原因などもあいまいなものがかなり
多いと思いますので、苦労は察しますけれども、
やはり現実の形といふものを非常に忠実に見られ
て、そこからこの援護法の精神に基づく運営なり
適用なりをやついただきたい。また実際に即し
に、この法案に関連した六十歳未満の父母に対し
ての年金受給資格は付与されていないことに対す
る精神的な解釈を伺つたのでございますが、一般
社会保障の問題との関連もあるということであつ
たわけでございます。法の精神は一般社会保障の
問題とは別の國家責任がうたつてあるわけです。
国家補償という精神を取り上げてあるわけでござ
いますけれども、鈴村局長さんこの援護法の十三
年の歴史から見たこの法の精神は、スタートした
当時とちつとも変わつてないかと判断をされます
か。あるいは他の社会保障制度の一環としての制
約を受けるに至つてはいるかと判断をされますか。

○鈴村政府委員 お答えいたします。

○受田委員 この法律の第一条にありますように、國家補償
の精神に基づいて遺族を援護すると書いてあるわ
けでございまして、この法律の趣旨なり思想は立
法当时と何ら変わっていないかといふうに考えま
す。

○鈴村政府委員 お答えいたします。

○受田委員 そうしますと、遺族給与金もしくは
遺族年金の受給者、有資格者が六十歳に制限され
ておるということ、そのこと自身に問題があると
思うのでございますがね。

○鈴村政府委員 けさ午前中援護課長がその点に
質疑を続けます。受田新吉君。

○受田委員 当委員会に提出されておりまする戦
傷病者特別援護法の一部改正案の外二件、これに
関連して、重要な問題点を取り上げながら一時間ば
かり質問をお許し願いたいと思います。

○鈴村政府委員 ただいまお聞きのとおり、この三つの法案で、從来から長く歴史を築いて
いたいた戦闘行為だと思うのです。少なくとも一般人
に対する、陸軍または海軍の要請で戦争行為に参
加せるならば、私は戦闘だけじゃなくて、戦争
全体に基づく負傷または疾病といふうに考えて
いいと思います。これは非常に混乱した中につく
られた法律でもあり、また適用範囲も広く、負傷
または疾病の原因などもあいまいなものがかなり
多いと思いますので、苦労は察しますけれども、
やはり現実の形といふものを非常に忠実に見られ
て、そこからこの援護法の精神に基づく運営なり
適用なりをやついただきたい。また実際に即し
に、この法案に関連した六十歳未満の父母に対し
ての年金受給資格は付与されていないことに対す
る精神的な解釈を伺つたのでございますが、一般
社会保障の問題との関連もあるということであつ
たわけでございます。法の精神は一般社会保障の
問題とは別の國家責任がうたつてあるわけです。
国家補償という精神を取り上げてあるわけでござ
いますけれども、鈴村局長さんこの援護法の十三
年の歴史から見たこの法の精神は、スタートした
当時とちつとも変わつてないかと判断をされます
か。あるいは他の社会保障制度の一環としての制
約を受けるに至つてはいるかと判断をされますか。

○鈴村政府委員 お答えいたします。

○受田委員 そうしますと、遺族給与金もしくは
遺族年金の受給者、有資格者が六十歳に制限され
ておるということ、そのこと自身に問題があると
思うのでございますがね。

○鈴村政府委員 けさ午前中援護課長がその点に

八

ついて若干のお答えをしたと思ひますが、恩給法におきましては、むしろ國が使用主であるという立場から給付をいたしておる。それから援護法におきましては、國家補償という立場で、むしろそれに社会保障的色彩を加味したところの考え方でございまして、趣旨とするところは大体同じでござりますけれども、一方は使用者としての國の立場で、それに國家補償的な考え方でやつてゐる

これらは國家補償的な考え方方にプラス若干社会保障的色彩が入っておるという点に、若干の違った点はあります。そういうようなことからいたしまして、社会保障制度との関連もやはり若干は考慮しておるというふうに考えます。

○受田委員 その考え方からいまの年齢制限の規定が設けられておるのでしょうか。

○鈴村政府委員 いま申し上げましたように、援

○受田委員 これは国家補償の精神を貫き通す部
議法は国家補償の精神プラス社会保障的色彩を加
味しておるということから、年齢制限も若干他の
社会保障的な制度との関連等も考えまして、そうち
いう規定が存置されておるというふうに理解して
おります。

門と社会保障の精神を織り込む部門とはつきり区別していただきたいと思うのです。受給資格の中に、六十歳にならなければ英靈の両親も年金がもらえない、こういう行き方は原則論のほうで考えるべきであって、その例外的な社会保障を加味する部面に採用すべき性質のものじゃないと思うのです。やはり國家の公務に従つて死亡したという、そのことに対する敬意を払う意味から、国家補

償の精神を貫く部面に、両親の場合年齢は六十歳以下でも、そういう遺族家の場合には国家補償の一部面を採用するという方式をとるべき性格のものであると私は判定します。あなたのほうからもう一度私の提案に間違いがあるかどうか、これを見ます。

○錦村政府委員 お答えいたします。

○受田委員 これはもうはつきりした答えを出し
ていい時期がきていると思うのです。六十歳にな
なほんどの人が近づいております。二十年前に
お子さんができている場合は、大体四十近い人で
すから、十八歳で子供をつくった人であっても、も
ういまは六十に近くなつておる。しかしひどに至
るまではこの援護法の適用を受けないということ
は悲劇だと私は思うのです。やはりこの国家補償
の精神を貫く意味で、受給資格に遺族の条件に六
十歳未満という除外規定を設けないよう、本質
的なものへひとつ政策転換をしていただきたい。
よろしくうございましょうか。

○鈴村政府委員 非常に重要な点でござりますの
で、今後とも慎重に検討してまいりたいと考えま
す。

○受田委員 未帰還者・留守家族等援護法といふよ
く似かよつた法律があるのでござります。その法
律の規定の中に、私どもいつも気にかかること
ですでの、きょうは特に聞いておきたいのです
が、未帰還者・留守家族等援護法には「この法律
は、未帰還者が置かれている特別の状態にかんが
み、國の責任において、その留守家族に対し手
当を支給する」云々。この國の責任と國家補償の
精神との相違点をちょっとお示し願いたいと思ひ
ます。

○鈴村政府委員 お答えいたします。

国家補償ということばとそれから國の責任とい
うことば、ことばは若干違いますけれども精神は
全く同一であるというふうに考えております。

○受田委員 精神は全く同一である、しかしこれ
はやや精神が違うのぢやないですか。法律の中身

を見ると、それがあらわれておるのです。特に未帰還者・留居家族等援護法の対象には一般邦人がなつておる。その一般邦人の扱いを国家補償の精神でやるのはどうもやあいが悪いのだというよう中身が盛られていると私は判断します。私の判断が間違つておれば間違つておる、同じであるなら同じだと御説明いただけば、またお尋ねをさせてもらいます。

○鈴村政府委員 もちろん國家補償ということは、と國の責任、ことばも違うわけですが、また個々の内容につきまして若干性質の違ったようなものも入っていることは事実であります。その意味ではニュアンスの違いはあると思いますが、考え方としてはかなり共通したものを持つておるというふうに考えております。

○受田委員 立論の根拠をどこへ置くかという問題はなかなかむずかしいことでございますが、局長さんがそういう精神だとおっしゃることを前提として、私はいまから質問を続けさせていただきたいと思います。いまの局長さんの御意思は非常に崇高な精神であると私は思いますので、かかるべき質問を申し上げて今後の道を選ばしていただきたいと思ひます。

ら、大臣適当に政治的な御発言を願うことにしますが、今度のこの戦傷病者戦没者遺族援護法の中に、私がしばしば指摘させていただいた未処遇の問題がこのたびは採用されていない。なお残された戸籍関係の人々等を含む未処遇者の問題をどういうお考えで今回提案の中にお入れにならなかつたのか、御答弁を願いたいのです。

○鈴村政府委員 援護法関係の未処遇者の処遇につきましては、ほとんど毎年新たなものを取り上げまして援護の拡大をはかつておる次第であります。本年は主として遺族年金の額あるいは遺族給付の額等のいわばベースアップということに重点が置かれまして、また新しい特別弔慰金の制度もできました次第であります。その他のいわゆる未処遇者の処遇改善につきましては、仰せのように四

十年度におきましてはあまり見るべきものはないかたと思います。しかしながら将来ともわれわれは未処遇者の処遇改善にはできるだけの努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○受田委員 政府が手をつけるべき未処遇者はどのような対象をお考えになつておられるか。そのお考えの中に漏れているものがあれば私はまた指摘してお尋ねしたいと思いますから、一応政府がいま考慮されている今後扱うべき、処遇すべき未処遇者の範囲をひとつお示し願いたいと思います。

○鈴村政府委員 昨年もこの席でたしかお問い合わせがあつたと記憶しておりますが、その第一といたしまして、戦没者の継親子であつた者に對して遺族年金を支給する。これは現状は一定の期日以後の死亡者に対しましては、同じような状態にありながら継親子としての扱いがされていない、つまり継親子に親子関係の扱いがされていないということ、こういう一定の時期以降の死亡者につきましてもそういう関係を認めたらどうかというような考え方があるわけであります。

それから第二は、準軍属の処遇につきましては、三十八年度でありますかかなりいろいろ改善をいたしたわけであります、今後もひとつ準軍属の処遇については考えていただきたい。その一つは、軍人、軍属と違いまして、いわゆる歎き程度の障害者に対しまして処遇がされおりませんので、歎き程度の障害者に対して障害年金の支給を考えねばならないというようなことであります。それから同じく準軍属に対しまして遺族給与金なり障害年金が現在軍人、軍属の十分の五になつております。それをできれば若干引き上げて、十分の六程度には引き上げたいというようなことがあります。

それから勤務関連によつて障害を受けた軍人に對しまして、特例遺族年金等がいま制度としてあるわけであります、さらに障害を受けた準軍属に対しましても特例障害年金を支給するようなことがあります。

とを考えるといふこととも一つであります。

それからやはりこれも準軍属についてであります。軍人、軍属については遺族一時金の制度が三十九年度からできましたので、準軍属につきましても遺族一時金の制度を考えねばならぬ。その場合に軍人、軍属について考えておりますような場合のはかに、たとえば勤務関連でなくなられたような方にも遺族一時金の制度を考えたらどうかというようなことを考えております。

以上が将来われわれが廻遇改善として取り上げていきたいというものの大要であります。

○受田委員 まだ残された問題が幾つもころがっているようです。尙ほ外と内との議論もまだ解決していません。それから去年私がここで指摘しました戦傷病者の妻に対する特別加給金制度なるものも、特にその戦傷病者がなくなれた場合に、その遺族は公務死の奥さんと同じ立場に立つという前提から、特別給付金を遺族の場合と同様の方法でおやりになるべき問題が一つ残っております。そのほか去年私が御指摘した問題の中でことし解決していない外因、特に朝鮮人あるいは台湾人等で日本人として死亡した者の処遇、これが未解決になつております。これは日韓会談との関係があつて、そのほうにおまかせしてあるようない御答弁でありましたが、これはおまかせすべき性質のものでなくして、日本が独特の方法でやられておるわけです。

いまから私は一つ二つ、昨年よりも前進していける政府の善政について肯定をしながら、さらにもつと大きな形で実施してもらいたいという点を取り上げます。それは、幸い去年私がお尋ねしたのも一応含めて、次の法案である被殺者等の遺族に対する特別慰労金支給法なるものが出ております。これは私は遺族の中でも、恩給の中にある公務扶助料にも、援護法にある遺族年金にも、どちらにも御縁がなくなつた成年に達した子供たちに、遺族の子供としてしばらくの間めんどうを見

てあげてはどうかと提案をしたのでござります

が、善処したいということをございましたが、そなことがこの中にはんのちょっぴり含まれた法案になつております。これは祭祀料を含むような法案であります。遺族の子供さん、年金や扶助料の支給対象からはずされた人に対する特別措置法案と了解しますが、ほんのちょっぴり含まれております。せっかくこれをお出しになつたので、私たちの念願の一部がかなえられたように見えますけれども、この法案はわずかに三万円を十年間に支払う、しかも無利子で支払うというたいへんさやかな贈りもの法案です。これは一步前進と思ひますけれども、これで御満足されて法案を出しておられるのか、将来この法案についてはさら前に前進する用意を含んでお出しになつたのか、大臣から御答弁を願いたいと思います。

○神田国務大臣 御承知のように、今年はちょうど終戦後二十年になりますので、一つの区切り、こういうふうに考えまして、弔慰金を差し上げようというふうに考えております。そこでこれを今後三十年、五十年というような場合にも考えるかどうかということでありますれば、これはそこまで考えて踏み切つたわけではございません。たまたま終戦後二十年でございます。この辺でひとつ、長く御迷惑をかけたと申しましようか、国民としての感謝の気持ちをさせざる適当な時期ではなかろうか、こういうことでございまして、額の点につきましても、どの程度にしたがいいか、私どもといたしましてはもっと考えないわけじやなかつたのであります。やはり國の財政の都合もございまして、いろいろの制約もございましたので、三万円というようなことになりました。

○受田委員 まだ残された問題が幾つもころがっているようです。尚ほ外と内との議論もまだ解決していません。それから去年私がここで指摘しました戦傷病者の妻に対する特別加給金制度なるものも、特にその戦傷病者がなくなれた場合に、その遺族は公務死の奥さんと同じ立場に立つという前提から、特別給付金を遺族の場合と同様の方法でおやりになるべき問題が一つ残っております。これは日韓会談との関係があつて、そのほうにおまかせしてあるようない御答弁でありましたが、これはおまかせすべき性質のものでなくして、日本が独特の方法でやられておるわけです。

いまから私は一つ二つ、昨年よりも前進していける政府の善政について肯定をしながら、さらにもつと大きな形で実施してもらいたいという点を取り上げます。それは、幸い去年私がお尋ねしたのも一応含めて、次の法案である被殺者等の遺族に対する特別慰労金支給法なるものが出ております。これは私は遺族の中でも、恩給の中にある公務扶助料にも、援護法にある遺族年金にも、どちらにも御縁がなくなつた成年に達した子供たちに、遺族の子供としてしばらくの間めんどうを見

す。約束いたしましても、國力が伴わなければできないといふ問題があり、また國力が非常によくなつても細々とやつておるということでは廻遇をしたということにはならぬと思います。そういうことを考えながら将来とも前向きで考えてまいりたい、かようにいまのところは考えております。

○受田委員 國力に準じて前向きで措置をしたい、ということであれば、國力がつけば当然この法案の中身も改善していくという含みと了解してよろしくうございますね。

○神田国務大臣 それは私は総括論で申し上げておりますので、どういう考え方でやつてあるかとお思ひます。したがいまして、弔慰金をふやすとかなんとかいう意味ではなく、要するに、政府としてこの廻遇の道は私がいま申し上げたような考え方で廻してまいりたい、こういうことでござります。

○受田委員 よくわからないのですが、廻遇の道は具体的にはどういうふうになるわけですか。ちょっと私、不敏にして理解に苦しむ点があるのです。

○神田国務大臣 具体的にはつきり申し上げますと、弔慰金以外の問題についていま申し上げたような心がまえでまいりたい、こういうことでござります。弔慰金は、ちょうど二十年でございますから、一つの区切りとして新しい制度として考えた。では、三十年あるいは五十年の場合にはどうぞございまして、額の点につきましても、どの程度にしたがいいか、私どもといたしましてはもっと考えておらなかつた、こういうことでございます。

○受田委員 二十周年記念としてささやかな贈りものをしようということですか。

○神田国務大臣 そうです。

承知のようになつたままです。それをあらわしておるといふことをお答えすることはどうかという問題にならうかと思います。素朴な気持ちを申し上げます

から、正確にそういうことをあらわしておるといふことをお答えすることはどうかという問題にならうかと思います。素朴な気持ちを申し上げますと、そういうような気持ちから発展してまいります。

○受田委員 素朴な御答弁を伺つて了承します。

ただ、この金額が三万円で、しかも十年無利子で、一年で倒るとたた三千円ですからね。これは弔慰の報酬としてはあまりにもささやか過ぎると思います。その該當者は何人おられますか。

○鈴村政府委員 ただいまわかつております範囲でお答えいたしましたが、總数で一応四十万人とおぼえます。そのうち、姉妹、おじ、おば、いわゆる弔慰金だけを前回もらつておられた方、そういう方々が二十八万人、それから年金等をもらわれた方で、いまは失権してだれもいらっしゃらないというような方が十三万人、その中には子供が、約九万人でありましたか、十万人程皮含まれるということであります。それから軍人、軍属あるいは準軍属といふことであります。が、いまちょっとそういうふうに分けた数字がありませんので、御要望があればまた後ほど調べた上でお答えいたします。

○受田委員 年金をもらつておつて、そのもらう対象からはずされる年齢に達したという場合は、おおむね子供さんの場合だとと思うのです。子供さんが何人くらいおるか、これはおわかりだと思います。

○鈴村政府委員 子供の数でいいますと、約二万人といたしました。試算をいたしております。

○受田委員 これも毎年ふえていきますね。ふえていきますから、この分は予算額を漸次増額していくかなければならぬ問題だ。そうでしょう。

○鈴村政府委員 これは本年の四月一日という時点でお答えおりましたので、今後ふえることは一応

ないわけでございます。

○受田委員 そうすると、この四月一日以後の措置はしない、これで打ち切った、こういうことで済む。昨年ここで私がお尋ねした質問の中に、戦没の奥さんに対する特別給付金の中、再婚解消上の、当然特別給付金の支給対象の中に入れるべきだと私が提唱した。あれはどういうことになりまますか。

○鈴村政府委員 確かにそういう御意見を承ったと思いますが、あの特別給付金法におきましても、三十八年の四月一日という時点で押さえまして、國とおりまして、いろいろ御議論はもちろんでありまするわけであります。やはりあの時点でおきて戦没者の妻に因として弔慰の誠を披露したというこどりあります、この特別弔慰金法案も、同じよう本年の四月一日という時点で押さえまして、國として弔慰の誠を披露するということになりますので、いずれの場合も、一應現段階におきましては、特にその時点以後の方に及ぼすということは、いまのところ考えていないわけでございま

○受田委員 再婚解消の妻の場合は、三十八年当時もうすでに当然該當者になるべきであつたものが、法律の施行がおくれたために漏れたといふ形になりますから、実際は三十八年のときにその再婚解消の妻に遺族年金を支給される道が講ぜられておれば、当然あれは入つておつたはずです。再婚解消の妻に年金を渡すという法律の制定がいままでおくれたばかりに対象からはずされているということですから、この分は前にさかのぼって適用されたとしても、これはおかしい話ぢやないと思うのです。筋が通ると思うのですがね。筋は通りますね。

○鈴村政府委員 その点も、當時あの法律の立案の過程で、かなり議論になつたように聞いておる次第であります。法律は三十八年の四月一日の時点で、遺族年金あるいは公務扶助料を受けておる方ということで押えておりますので、

当時受けておらなかつた人は、その後法律改正によつて受けることになつても、一応権利は生じないといふ形になつてゐるわけでありまして、確かにそういう御要望もありますけれども、現時点においては直ちにこの改正を考えていませんといふ次第でございます。

○受田委員 そういうところへちょっと心づかいをされて善政をおしきになることは、國民のだれもが反対しません。賛成します。したがつて、いまの時点という、そういうスタートするときに、その立場にあつた者という主張を貫徹されるという場合であつても、再婚解消の妻の場合は遡及して効力を発生せしめても、だれも疑惑を感じないだろうと思うのですね。どうですか。

○鈴村政府委員 確かにお話しのよう御意見もあるわけであります。われわれも将来の検討項目としては十分検討してまいりたいというふうに考えておりますが、現時点においては直ちにこれが改正をするということどころではない次第でございます。

○受田委員 いずれにしても予算措置はわざかで済むことです。そして筋も通る、こういうことになれば、すばつと法案の改正に踏み切られてしまふべきではないか。ちゅうちょされる筋合いではないと思います。将来ということになりますとまたややこしくなりますから、あまり熱のきめない間に特別措置をされるよう必要を申し上げておきます。

こまかい問題になつてくると時間がかかりますから、重点的なお尋ねを続けさせていただきま

が五万三千円に上がつたときは五万一千何がしに

考へておる次第であります。

○受田委員 やはり國家が法律の基礎に基づいて給与的性質のものを支給するということになれば、根拠を明らかにしておかなければならぬです。したがつて、何が根拠でこの二千円分が違つてきただとは、国民によく理解させなければいかぬですね。これは大事なことだと思います。

○鈴村政府委員 確かにおつしやるよう以前は遺族年金と公務扶助料の額が同じであった時期があるわけであります。その後遺族年金のほうが下がりました、またその差を過去において縮めたこともあります。将来といふことになりますとまたあるわけであります。依然としてまだ差があるのは事実であります。三十三年であります

か、この差ができましたときの理由をいたしまして、人の場合とその他の軍属の場合には勤務の態様はおのずから異なるところがあるのでないか

こと、そんなどんなところから差ができるわけであります。その点で、そんなようなところから差ができるわけであります。そのため、ただ今日の時点においては、人の場合とその他の軍属の場合は勤務の態

様あるいはその内容に差があるのだということ

で、むしろ厚生省いたしましては、過去における差額をなるべく埋めたいということで、前回のベースアップの際には約半分だけ埋めた経緯もあ

るわけであります。昨年も御答弁いたしましたよ

うに、できるだけその差をなくするよう努力しました。しかし、私が昨年特にこの法案をいたしました。しかしながら、私は去年特にこの法案で問題を取り上げたのは、恩給法の適用を受ける

人と援護法の適用を受ける人が、公務扶助料と遺族年金に差ができるというのをおかしいじやないか。三万五千円当時には公務扶助料も遺族年金も同じように三万五千円でございました。一方

は、社会保障制度を加味しながら相当大幅に前進をいたしました。しかし、私が昨年特にこの法案で問題を取り上げたのは、恩給法の適用を受ける

人たるこの差をあまり縮めることができなかつた次第であります。この点われわれも遺憾に存じたいということを申し上げたわけであります。おる次第であります。将来ともお話をのようにで

きるだけこの差は縮めてまいりたいというふうに思ふに考へております。将来ともひとつの努力していきたいというふうに考へております。

○受田委員 初め二千円違つたのが、今度千円に

圧縮して、またそれがその比率で進んでおるかとふうに考へております。将来ともひとつの努力していきたいというふうに考へております。

いまおっしゃったように、軍属と純粹な軍人とは違う。しかし、援護法の適用を受ける中には、純粹な軍人がたくさんあるわけだ。全く恩給法と援護法と同資格の方がたくさんおる。決してその点では恩給法の適用を受けるほうが重くて、援護法の適用を受けるほうが軽いという答弁にはならぬわけだ。ただ軍属といいましても、軍属は金額が少ないですから、半分しかないのですから、筋が通る御答弁ができると思うのです。それはやはり恩給法で受ける扶助料と援護法で受ける扶助料、しかも勤務としては全く同格な立場でやられた人には差がつけられたらしい問題になつてきますので、私はどうもこの点が納得ができない点であります。大臣もそういう御判断をされると思います。が、厚生省がちょっと軽く扱われているのではないかといふ懸念をひとつ神田先生御在任中に片づけていただきたかったのです。

た。そこに私は援護法のスタートした理由があると思うのです。このあたりで國家の公務に従事された人に公平な処遇をしてあげるという御処置を敢然とおどりになる時期が来ていると思うのであります。金を出すほうの大蔵省の側の御意見も伺つて最後の締めくくりをさしていただきましょう。さらに障害年金、障害一時金などを比較してみましても、項症、款症の比較をしてみます。恩給法とそれぞれ差等が生じておる。この理由はどこにあるかを御答弁を願いたいのです。
○鈴村政府委員 恩給法によります増加恩給と援護法上における障害年金についてのお尋ねであります。が、違つております点と申しますのは、たとえば恩給法の場合には普通扶助料が併給されるというようなことが、障害年金の場合にはそれがない。それから傷病年金の場合には四款症、これが七項症の下の四款症であります。実際には五款症まであるのに、障害年金の場合には三款症までしかない。それから恩給によります七項症、これは障害年金でいいますと一款症に当たるわけであります。が、その金額が普通恩給の併給との関連でやや違つておるというようなことが違います。ただいま申し述べましたような違いにつきましては、恩給法と援護法との性格の違い等の関係でやむを得ない点もあるわけであります。しかしながら、将来ともこの両者の関係につきましてはできるだけ均衡をとつた形で運営されるのが適當だというふうに考えております。

わくばやつぱり恩給法で受くるほどの恩典を援護法でも受けけるように、終始これをバランスがとれるようすに今後機会あることに御配慮をお願いしたい。局長がそういう御趣旨の御答弁をされたから申し上げたい。七項症以下の歎症でも、歎症で見られるものと項症で見られるものとの間において、障害年金のほうが分が悪いという計算になる。こういうような差別待遇ができるだけ抹殺する方向へ改正のつど御配慮をお願いしたいと思います。

特に、この戦傷病者特別援護法に關係する規定に入らざるを得なくなりましたので、お尋ねを統けますが、戦傷病者の公務性といふものは、一体戦闘公務、普通公務というようなものをどういうふうに見られて算定をされたか、これは恩給法との関係になりますけれども、障害年金の算定基礎は階級といふものをどこに置いてやられておるのか。これも障害年金のほうの関係の部分でのお答えでけつこうです。恩給法にはずれたものでけつこうです。

○鈴村政府委員 障害年金につきましては階級差がありませんので、計算の基礎は服役の公務扶助料の額を基礎に置いておりますが、階級差は一応ないわけでござります。

○受田委員 障害年金は軍人であった人の場合、大体軍曹といふところが平均になつておるのであります。軍人で障害年金をもらつたような人は、兵を基準にするのは低きに過ぎる。軍曹が平均の階級であるということになれば、私がいま指摘したのは階級をどこに置いておられるか。兵に置くべきでなくして、軍曹に置くべきだという問題提起したわけでござりますが、兵を軍曹に引き上げて、その算定基礎を足正されるという御用意がないか。

○鈴村政府委員 恩給につきましても同じであります。階級差がないわけでありますので、その点は特に援護法だけが恩給と比べて不利だとい

○受田委員 恩給法になぞらえてやられるということではなくして、恩給法にも差はありません。それは兵に置いておられる。このあたりで厚生省がみずから進んで恩給法を引きずり回すくらいの意気込みを持つてもらいたい。その点は比較的の自由な立場で、古い法律的觀念にとらわれる恩給局よりは、厚生省の幅広い感覺でおやりになるほうがすばりいい答えが出ると思います。むしろ厚生省が恩給法のほうを常に右へならないながら、これについていくからいつもも樂をしている。むしろこちらが先頭に立つて向こうを引きずり回すということにすれば、恩給局のほうが逆に厚生行政のほうへお手伝いするということになるとと思うのですが、どちらが先かということで、親鳥は恩給法である。援護法はひな鳥である。そういう心がまえでいくのかどうか。これは大臣、恩給法でなければ、これを根拠にしなければ援護法だけで前進するわけにいかないというようなことでございますが、厚生省のほうが逆に恩給局を引きずり回すくらいの馬力が必要なんぢないでしようかね。

○神田国務大臣 いろいろの問題點もあるようでござりますから、将来十分検討させていただきたいと思います。

○受田委員 特に戦傷病者の場合は最低基準の是正を考えなければならぬ。職務関連罹傷病者の非公務扱いという問題も直してもらわなければならぬ問題もあるのですが、職務関連罹傷病、特に肺結核と精神病についての措置は從来考慮されているはずです。先ほどの御質問の中に、この精神病について特に御指摘の点がございましたけれども、これらの問題はひとつ障害年金の支給対象になる症状等差、第何項傷、第何款傷にするという場合の配慮の上に、そうした職務関連罹病などというものに寛大な措置をとつて、できるだけ公務に起因して発病したという場合には、それをあまりかれこれ議論せぬで、公務中に発病した場合はそれを善意に、有利に解釈するというたてまえをおとりになって、障害年金の支給の基準をおきめにな

る。こういうほうがいいのじゃないでしようかね。

○鈴村政府委員 公務性の判定につきましては、われわれも法の許す限りにおきまして、できるだけ有利に扱いたいということで運用に当たつておる次第であります。

○受田委員 内地発病はどういうふうにお考えになつておられますか。内地発病による傷病者の扱いです。

○鈴村政府委員 先ほどの質問につきましては、

○鈴木貞麻委員 先ほど将来の勘定関連について
申しました點列、障害年金を支給するという問
題、そういう点におきまして、将来ともそういう
点の改善をはかつてまいりたいと思つております。

○受田委員　運営をいかるにあたっては、やはり厚生省ではつきりした基準を御用意されて、これに引きつけるような前進的な取り扱いをされないと、なかなか改正というところに踏み切れません。この職務関連罹傷病者にいたしましても、また内地で発病した皆さんの場合におきましても、これはやはり公務でスタートした病気だということに解釈をすれば、大幅に救済の規定をつくることが可能であると思うのです。これもひとつほど勇気を持って前進的な腹がまえでお当たりにならないとチャンスを失います。厚生省としては十分実情を把握してお調べになるような専門的な機関がいまないのじやないかと思うのですが、何かそういうものの専門に研究しておられる立場の機関がありますからしら。

○錦村政府委員　お話をのような機関が特に現在ないわけがありますが、将来ともその辺の点につきましてはできるだけの努力をして御趣旨に沿うようにならなければなりません。それで、この問題は、どういたしたい、こういうふうに考えております。

○受田委員　大臣、課長やら非常にすぐれた事務官の方々がおられるのを私よく承知しております。厚生省には非常にあたたかい心づかいをされて御勉強された方々がそれぞれ控えておられるのだけれども、やはりそこに何らかの、そういう障

皆年金の問題から援護法の関係の総合的な——もう再び戦争が繰り返されるわけはないのですから、もう過ぎ去ったのですから、戦争の痛手を受けた公務性を受けた人に対し何らかの形で部内だけだけこうですから、何人かのグループでそれを専門に研究させて、法改正の未処分の問題等も含めた具体的な研究機関というようなものを設けて置かれる必要はないのでしょうか。それがなしてもやれますかどうですか。

○神田国務大臣 御趣旨よくわかりますから、検討いたしまして大いに当たつてみたいと思います。

○愛田委員

二の問題は二九の記二の問題では

卷之三

二二

卷之三

この問題はこれまで起きた問題だけではないのです。過去に起こった問題の事後処理だけでござりますから、あまり長く手間をかけてその処理を先へ伸ばすというのではなく、これは意味をなさぬと思いますするから、急いで知能をすぐって御研究を頑いたい。ことしはこの法案は一つだけです。

○受田委員 これは常勤でござりますね。
○鈴村政府委員 これは全くの民間人でございまして、いわゆる国家公務員的なものではないわけですが、その意味では非常勤と申しますか、民生委員のようなものでございます。

○受田委員 昨年当委員会で審議した際には常勤の相談員を置いて、その相談に専念するという形態

また、事務所等を轉て設けることは、別に予算的にも考へておりません。おおむね個人の自宅等を御利用いただいてやつていただくという考え方であります。また、そのほうが戦傷病の方方が接談を受けに参る場合にもかえつていいのじゃないか。あまり事務所というようななかた苦しいところよりも、そういうほうがいいのではないかといふ

たします。これは非常に関連性が強いので三つを重ねてお尋ねいたしましたが、戦傷病者の特別の権利保護法の改正規定の中にも、昨年来問題とされた相談業務等を担当する相談員を置くことが規定されて

○鈴村政府委員 他の相談員の制度等もいろいろ参照いたしまして、やはり常勤の公務員的なもののが、それは御採用にならなかつたのでござりまするが、それは御採用にならなかつたのでござりますか。

○受田委員　この相談員は月五百円、犠牲奉仕をするというたてまえから名譽と心得てやっていたがくということでござりますが、しかし、やはり今度戦傷病者の特別援護法などをつくり、また歓

形でお置きになるのか、これは非常に前進した規定を改正案に織り込んでいただきておるのでありますが、具体的にはどういう相談員を置く構想がありますか、お答え願います。

でないほうがいいだろう。民生委員等も同様であります。が、むしろ民間のそういう方に非常勤的な形でやつていただくほうがいいのではないかということです。

症度の皆さんにも家族加給を支給する、こういうことになり、また私あとからこの機会にお尋ねしておきますが、歎症度の家族加給については妻だけでなく、項症の皆さんと同じように、これは恩給法に關係することでございますが、歎症のお

に、「社会的情感能力があり、かつ、精神障害者の援助に熱意と識見を持つてゐる者」ということを書いてございますが、そういう方をぜひ選んで委嘱したいというふうに考えておるわけであります。具体的には県知事に依頼をいたしまして、そして県

○受田委員 母子福祉法には常勤の相談員を置くという明文が法律にうたわれております。他の類似の中にもそういう姿のものが生まれてきているわけです。それから、単なる民生委員のような形ではあっても、実質的には常勤の態様でやるんだ

子さまにも家族加給をつける、こういうふうなところに発展すべきだと思っているのです。そういう意味で相談員の仕事というものは私は相当大きくなりがってくると思うし、その職業補導などについて積極的に取り組めばなかなか仕事が多くなると

○受田委員 県知事が立ち会われるわけですが、からほんとうにこれに該当するようなりっぱな方を推薦していただきまして、この推薦を受けた上で厚生大臣が委嘱したい、こういうふうに考えておるわけでございます。

弁願います。
ということになりますが、お手当はどれだけすることになつておるのか。勤務の態様は、特定の事務所で、一應適宜出勤をするような本拠事務所を持つのか、そういうところもひとつあわせて御答

○鈴村政府委員 県なり市町村にはそれぞれの援助担当の職員があるわけですが、現在それら積極的に取り組みはなかなか仕事が多くなると思うのです。どうでしょうか、府県単位で常勤の職員を一人か二人置き、あとは非常勤にする、こういう形をおとりになりませんか。

○錦村政府委員 予算上におきましては大体一人当たり月五百円といたことで入っておるわけであつて

だけではやはり足らない点があるということで、ほんとうに民間の社会的信望のある方が直接親選になって相談に応ずるところにこの制度のねらいがあるわけありますが、やはり県の職員とは別途

に民間の方の存在が非常に大きな働きをするのではないかと考えております。

○受田委員 これは一応この法律でやつてみられたので、おそらく相談員の皆さんは非常に繁忙をきたすので、常勤の相談員を設置する空気が出てくると思うのです。そういう一応の段階を踏まれた形にわれわれは了承して、常勤の相談員設置に前進されると、この希望をしておきます。よろしくおぎりますね。この希望を検討しますか、検討の価値なしと見られますか。

○鈴村政府委員 もちろんわれわれ今度初めてこの制度を創設するわけでありますので、この運営の模様によつていまおっしゃるような点も十分検討し、考慮してまいりたいと思います。

○受田委嘱
原口くばこの相談員制度が前進する過程における橋頭堡をつくるという意味で、大いに有効な仕事をしていただくことを私は希望しております。

さらには、この改正法案の中に、兩国有鉄道の無駄乗車船の規定があるわけであります。これは恩典法以外の法令によつてこれらに相当する給付を設けて、る貨物はこそ受けと皆今までに膨大なると

うことをお取り上げになつてゐるのですが、「この無賃乗車船の範囲はもつと考えていただかなければならぬのじやないかと私思ひうのです。日症の皆さんに対する現に雙島内者手帳を交付されてお

もつと幅の広いお取り扱いをされるべきではない

○鎌村政府委員 従来は恩給法による増加恩給とか。戦傷病者手帳を持つてはいるという、そういう立場の方々に対してもお考へになるべきではないか。いかがでしようか。

るいは傷病年金等を受ける方々についてだけ無償乗車の許可をいたしておりますが、

○船後説明員 厚生省からの御説明があつたかと
伺いたいのであります。

昭和三十三年に法案の改正と同時に、その恩給法で受ける公務扶助料と遺族年金との差額ができました。その以前に、昭和三十年でしたか、三万五千円時代には扶助料と遺族年金は同額でありました。その後なぜ差をつけ、また今回の改正にも依然として差を残しているというその理由を、大蔵省の予算を配分される側から見られた御意見を

○鈴村政府委員 もちろん介添え者をつける範囲につきましても、われわれができるだけ拡大してまいりたいと存じておりますが、将来の問題としてさらに介添え者をつける範囲につきましても、十分拡大を検討したいと考えております。

○受田委員 主計官がおいでになっておられますので、私から先ほど厚生当局にお尋ねした公務扶助料並びに遺族年金の給与差についてお尋ねをしてみたいと思うのです。

○鈴村政府委員 それをもう少し範囲を広げてあげる必要はないかということです。たとえば片目の場合は五項症ですね。そういう片目の不自由なときに、途中で何かにぶつかっていく、そういう危険も起るわけですから、その五項症あたりまでは私は範囲を広げるべきではないかと思うのですが……。

○受田委員 将来の問題として検討するというところでございます。この介添え者と一緒に無賃乗車をさせてあげている項症は何項症でしたか。

○鈴村政府委員 四項症までです。

○愛田委員 それをもう少し範囲を広げてあげる必要はないかということです。たとえば片目の場合は五項症ですね。そういう片目の不自由なときに、途中で何かにぶつかっていく、そういう危険も起るわけですから、その五項症あたりまでは私は範囲を広げるべきではないかと思うのですが……。

今回これを援護法による障害年金を受ける方にまで拡大したわけでありまして、いまおっしゃるような目症者までということになりますと、援護法による障害年金を受けない方にも拡大されることになりますので、やはり当面の問題といいたしましては今回のごとく、まず援護法等の法律による障害年金等の受給者に拡大するということが第一歩であらうと思います。お話しのような方に対する無賃乗車につきましては、やはり将来の問題として検討すべきであると思います。

も思いますが、ただいま先生の御比較をなされましては、遺族年金と恩給の兵の階級との関係でありますと思いますが、御指摘のとおり三十三年以降は若干の差がついておるわけでございまして、

今回も従来と同じよう、ほほ同じような差を保ちつつ、同じ程度の率の引き上げを実施した、こういったところがござります。

今回も従来と同じように、ほぼ同じような差を保ちつつ、同じ程度の率の引き上げを実施した、こういうことになつております。なぜこののような差がついておるかという問題につきましては、やはり遺族年金が、原則といたしまして恩給法の適用

にならない軍属に対するものでございまして、その辺は恩給法の適用を受けておる軍人あるいは軍属とは国に対する関係でも差はあるといふような

関係で、従来から差がついておったと思うのでござります。この場合に遺族年金の給付水準をどの辺に置くか、これはかなり議論があらうかと思

ありますけれども、恩給法の体系におきましては、假定俸給がある程度生前の階級によりまして、假定俸給がこ

ざいまして、これによつて一定の算式を用いまして、公務扶助料が算出されることになつております。これに対して援護法におきましては、生前の

階級が何であつたか、あるいは生前國から受けて
おつた給与が何であつたか、こういうことを問わ
ずこ一肆と一定の額を支給することになつております

まして、両者は体系を異にしているわけでござります。したがいまして、援護法の遺族年金が、恩

経済における兵の公務抑制論と必ずしも一致しなければならないということにもならないと思うの
であります。今回も従来のように三十三年以降若

干の差がついておりますけれども、おおむねその
差を踏襲いたしまして実施した次第でございま
す。

○受田委員　どうも私納得できないのですが。援護法の中にはいろいろな立場の人がもちろん入っている。(受田はつ適用などをむかへる)二

とても兵と同じ階級のところへ下りて公務扶助料に準じた扱い方がしてあるわけなんです。したがつて、援護法の中にいたいへん犠牲を払う人もあれば、また条件がややよくなつてくる人もある

○船後説明員 別に大蔵省が算定したわけではございません。先ほども申しておりますとおり、現行の遺族年金が七万一千円、片方公務扶助料は兵が七万二千四百二十円、この兵のほうが約二万一千円引き上げになりましたので、同じような金額率をとりまして、九万二千円としたわけであります。

○受田委員 数字をはじく際には数字の根拠、基礎というものを明らかにしないで、いかがへんな線を引くということは、立法家としては間違います。そこで私がお尋ねしておるのであります。二千円の差がついておるということは、これはこのくらいの差をつけなければいかぬだろうということだと思います。あるいは何とかの公務性の比率等も配慮してつけたのか。いかがへんな金額で差をつけたのか。あるいは何とかの公務性の比率等も配慮してつけたのか。いかがへんな、まあこのくらいだということでつけたとすれば、政府のやつておる仕事はいかがへんなものであるという答えになる。公務扶助料の算定基礎は、兵の階級の仮定俸給の際における数字を基礎にして、終始はつきりした根拠に基づいて金額が引き上げられております。そういう倍率の問題が基礎になつておる。今度も三四%幾らかを基準にして下が引き上げられておるわけです。ところが遺族年金のほうはそういうものは全然なしに、いかがへんな数字でおきめになつたのかどうか、これは厚生省も責任がある。いま大蔵省は、算定したのは厚生省だとおっしゃつておられますから、厚生省と両方でもう一度私を納得させしていただきたい。

○船後説明員 先ほどから申し上げておりますとおり、今回の遺族年金の引き上げは恩給のベースアップに関連するものでございます。恩給におきましては、御承知のとおり仮定俸給と公務倍率と、いうものを引き上げまして、新しい基準がきまつたわけでございます。このほうの兵の引き上げ額が先ほど申しましたとおり二万一千円、率に直し

によりまして、同じような操作を遺族年金に適用いたしました結果、現行の七万一千円が九万二千円と相なり遺族年金のほうにおきましては從来から端数をつけない。大体金額を百円単位にまとめるという結果、七万一千円が九万二千円になるという金額になったのが算定の基礎でございます。
○受田委員 その算定をされることについてのいまでの御答弁でありますと、さらにはお尋ねしたけれども、三十三年に公務扶助料を五万三千二百円にしたときには一方は五万一千円に押えた。二千円の差をつけた。それを三年前の改正のときには、一方を七万三千円、一方を七万二千円で千円の差に圧縮したわけです。これはどうもおかしいですね。二千円の差をつけて、開いたかと思うとまた一千円にする。初めは一統だった、今度は二千円の差、今度は一千円、これではばらばらじやないですか。一体これは全く思いつきで扶助料と遺族年金の差がついているのですね。決して立論の根拠としては、いまの御説明では過去の事例を見たときには全く支離滅裂ということが言えるのです。いかがでしょう。

○船後説明員 過去の例は過去の例でございますが、今回は先ほど申し上げましたとおり、兵の公務扶助料の引き上げ率というものとバランスをとつて引き上げていく、こういう方針でござります。

○受田委員 私ははなはだ理解に苦しむのです。これはやはり国が出される法律の中にはつきりとした数字が出ている以上、これをいたたく遺族にしても、なぜわれわれは公務扶助料と差がついているのか。初めは同じだったのが、その後の改正で二千円の差が開いたが、また一千円に縮まってきた。それと同じような比率で今度は九万円になってきた。これは非常にあいまいな政府の措置を、実は良識を持つた遺族であったならば、非常に疑義を抱いておると思うのです。つまり金でびしりびしりとその差をつけているような印象を受けてしかたがないのでありますが、これは大臣、

○議論でもちよつと何か手だてをしていただかぬ
と、そのときどきで差がついたり同じになつた
り、また開いたり狹まつたりというような、ばら
ばらな遺族年金と公務扶助料の差というのは、私
は納得できないのです。これはこのあたりで、ど
うですか、主計官すばつともう過去のことは言わ
ぬ——過去は政府は、これははつきり誤っており
ますね。これを追求することでお立場が困るよう
な気がいたしますが、このあたりで、昭和三十三年
の改正前の扶助料と遺族年金が同額であった時代
が、これが一番筋が通るのではないかと思います
が、主計官の御所見を伺つて、りっぱな御所見で
あれば質問を退けます。

○船後説明員 本質的に遺族年金と公務扶助料の
兵とそろえなければならないということにはなら
ないものでございます。三十三年の際には五万一
千円と五万三千二百円というように差をつけたわ
けでございますが、これは先ほども申し上げまし
たように、一般的の恩給法の適用を受けない軍属、
恩給法の適用を受ける軍人軍属といふ者の間に対
する関係あるいは恩給納付金の関係もございま
しょう。諸般の事情を勘案いたしまして、軍属につ
きましては一律に五万一千円にするということに
いたしたわけでございます。そのとき以降は決し
てでたらめに上げておるわけではございませんで
して、公務扶助料におけるアップ率というものを
常に勘案しながら、おおむね同率の引き上げとい
うものを実施してまいりましたし、今回もその方
針を継襲して引き上げておるものでございます。

○受田委員 御答弁によると、その後同じ率と
おつしやるけれども、三年前の改正では七万三千
円と七万一千円と二千円の差に縮めたのです。二
千円開いておったというのが一千円の差に縮まつ
たのですよ。これは主計官同率ではないのです
よ。

いということで、今後とも財政当局と十分折衝いたしまして御趣旨に沿うような縛ができるだけ努力はしたいと思います。

○受田委員 それではもう追及しませんが、政府は十分これは反省してもらわなければならぬ問題です。大臣お聞きになつておわかりのとおり、非常にいいかげんな数字がそのつど繰り返されるという事実、これは嚴たる事実です。今後これは大蔵省ともよく折衝されて、公務扶助料の最下級と同額にするという基本線をはつきりと打ち立てて答えを出していただくよに要望しておきま

す。

ちょうど主計官御臨席の機会でありますから、大蔵省に関係のある問題をこの際この戦傷病者の立場からお尋ねをしてみたいのですが、戦傷病者が増加恩給を受けておる。これに伴う普通恩給が当然併給されるわけでございますが、その人がさらに共済組合法の適用を受ける職員になって、そうしてやめられるときの共済年金というものが、これが増加恩給プラス普通恩給をもつたときよりも率の悪いことになつっている場合に、その差額を特に共済組合の年金の上に考慮するのかどうか、御研究になつておりますか、御研究になつておらなければ次会に譲りますが……。

○船後説明員 共済の問題は大蔵省主計局の主管でございますが、主管といたしましては給与課長がおりまして、そういう問題につきましては給与課長からでなければ私からはちょっと答弁いたしかねる問題でございます。

○受田委員 それでは主計官御苦労でございました。それはあらためて給与課長に御苦労を願つてお尋ねいたすことになります。

もうちょっと主計官お残り願つて、関係した問題でお尋ねをしたいのですが、予算折衝にあたつて厚生省が提出される案、それについて他に関連されて当たつておられるかどうか。先ほどの遺族年金と公務扶助料の比較のほかに、増加恩給並びに

一四

法で規定する増加恩給と傷病年金、さらに障害一時金の問題にちょいと触れたんだござりますが、恩給である援護法に規定する障害年金との間に差があるておるということ、こういふものはやはり公務性が違うというようなところを大蔵省がちゃんと計算に入れて予算折衝をやつておられるのかどうか。これもやはり違つてゐるのです。これはやはり公務性というようなものを終始大蔵省は念頭に置いて御判断されているのかどうか。厚生行政にあまり干渉されないでこれは公務性となれば、大東亜戦争の様相と全く同じではないかといふようなどころですばつとやつていただけば増加恩給、傷病年金にびちつと合致させられる問題があると思うのでございますが、予算折衝の際には厚生省のやつてゐる立論の根拠といふものに終始触れてやつておられるのか、あるいは予算の額を基礎にして御判断をされておるのか、御答弁を願いたい。

者遺族等援護法に関連した法律の中に、未帰還者
留守家族等援護法の改正規定が出ておるわけで
す。この未帰還者留守家族等援護法の適用を受け
る人員がいま何人おるか、行くえ不明と生存確認
との数字を現時点においてお知らせ願います。

○鎌村政府委員 現時点と申しましても、昨年の十二月一日の数字でございますが、いわゆる未帰還者としまして六千六百七十七人であります。そのほかに、戦時死亡宣告を受けた数であります
が、やはり昨年の十一月末の数字でありますが、一万六千四百六十五名、こういうことになつてお
ります。

○受田委員 いまの未帰還者六千六百七十七人の中で、私がお尋ねした行くえ不明と、それから生存確認と分けてお尋ねしたのがお答えがない。
○鈴村政府委員 六千六百七十七人のうち、生存確認とまでいきませんが、生存推定者が幾らあるか申し上げますと、三千三百九十九人が一応生存が推定される方々でございます。

○受田委員 その残りが不明だ。それで、これに
対して、厚生大臣の職権をもつてする戦時死亡宣
言を希望している人がまだ残つておるのですが、
あとの人は、がつちり戦時死亡宣言してもらいた

くないといふ猛烈な帰還促進を願つてゐる人と推定していいのですか。

○鈴村政府委員 六千六百七十七人のうちで、未帰還者に関する特別措置法による職時死亡宣告の

関係であります。が、一応こまかいう数字になるかも
しれませんが、申し上げますと、特別法の該当者
と認められる方が、はつきり該当する者が千百四
十五人、それから該当者と思われる者が六百八十四

八人、それから該當かどうかについてまだ調査を要する者が四百四十九人、それから一応非該当と思われる者が、これは三つに分かれますが、死亡の確度の高い者が百三十四人、それから七年以内の資料はないが、生存の可能性が多い者が九百九十五人、七年以内の資料のある者が二千四百六十六

人、それからいま申し上げましたのは、実は留守家族援護法の未帰還者でありますて、いま申し上

げた数は、合計五千八百二十七人。それからいわゆる留帯援によらない未帰還者がありまして、そ

の数が全部で八百五十人、こういうことになつて
おります。

○受田委員 戦いが終わって二十年たった今日、まだ祖国に帰らない未帰還者、一般邦人も含んで

おりますけれども、それは家庭の身になつたら悲壮なものだと思う。けれども、自分の肉親はやが

て帰つてくるといふ淡い期待を持つてゐる。その未帰還者の留守家族の処遇というものが、ここで戦場内者を離去二月以上頃つゝが支え二千九百四十二年

専修社若狭憲法とし當のものか取り上げられて
いる。その問題が一つ。

の中にある帰郷旅費、葬祭費、遺骨引取経費、こ
ういうものもここで規定してあるようなんはずかな

金額、ここで読み上げるには情けない数字になつておりますから、私は言いませんが、これはもう少しあたたかくお話をうながす程度で、この法律の

改正のとき、船旅費については、わずかな涙金でなく、よそに行つても、ちょっととしたホテル

にでも泊まつて帰れるよう、余裕を持たせるよ
うな金額に是正した改正案を一緒にお出しになつ

ていただきたいと思うのですが、局長さんいかがでございましょうか。

額につきまして、われわれもいろいろ財政当局と折衝したのであります。遺憾ながら増額の措置

がとれなかつた次第であります。お説まことにごもつとの点がござりますので、将来さらにつ

の点について努力したいというふうに考えております。

ね。予算折衝されても、これは認められなかつたんですね。該当者がわざかになつてきてるのですから、これは一万や二万差し上げたつて、総額においてはズメの涙ほどしか国家予算には影響しません。このあたりでひとつ英断をあつて思ひ切つた措置を、厚生大臣、次会でもやむを得な

それからすでに二十数年たちました現在、はたしてそういうふうな改正をいたしました場合に、個々の韓国人についてそういう必要書類が整うかどうか。現在朝鮮は南北に分かれています。そういう関係もありますし、はたしてそういうような必要書類が整うかどうか、事務的に非常に見通しがつかないということ、それから遺族が日本におります方と、それから韓國なり北鮮におられる方とあるわけでございますが。そういう方の国民感情と申しますか、そういう点からいって、はたしてどうであろうかということ問題もあり得ると思いますけれども、諸般の隨伴してくる問題がいろいろあるように考えられます。

○受田委員 諸般の隨伴問題というのはあつさり片づく問題だと思います。韓国民やあるいは北鮮

人並びに台灣人が、日本がそういう措置をしたのをおこるようなことは私はないとと思うのです。お

こらないと思います。恩給局との相談は、さつき申し上げたようにむしろ厚生省のはうが引きずり

申せば恩給局という役所はすぐついてくると思いま

す。それから外交交渉の上で何か問題があると

するならば、これもこちらがそういう人道主義を

果たすということありますから、それに刃向か

ります。それから外交交渉の上で何か問題があると

す。法律改正はごく簡単な手続でできる。予算は

百億前後という金、これは当然支給すべきものを

国家が不当利得をしておるようなものです。なく

なられた方にお報いもしないで不当利得をしてお

る。なくなった方は靖國神社に祭られておる。英靈は泣いていますよ。大臣、急速な御相談を開始

していただけますか。これはひとつ御相談をして

いただきて、いい結論が出るようにお運びを願いたいと思うのですが、それだけで私はそれ以上は

もう申しません。どこに壁があるのか。

○神田国務大臣 私は受田委員のおつしやる気持ちはわかります。それからまたアメリカがやって

おられるることも聞いております。御承知のように勝った国と負けた国という意味で私は申し上げる

わけじやありません。問題は、一体日本の場合も

——これは私理屈や議論をする意味で申し上げて

いるのではございません。日本の場合もとことん

まで負けてしまって、國滅びて山河あり、その後

の努力によって戦没者の処遇をしておるというの

が現状じゃないか、こう思うのです。

それから、これは関係各省も多いと思います。

厚生省といたましては、これは日本人を対象と

してやつておる政治の窓口でございますから、外

国人を厚生省が先になつて音頭をとつてやるとい

うことも一体主導権上どうであるかという問題も

ありますからと思ひます。國務大臣としての考え方など、こうおっしゃるわけでござりますから、そ

うか、こうおっしゃるわけでござりますから、そ

うことで意識して申し上げておるのでございま

す。昨年も小林厚生大臣に聞いたのだといふこと

でございましたが、実は私は正直申し上げま

して具体的な引き継ぎも聞かなかつたものでござ

りますから、きょうは初めて先生からのこうし

たお尋ねをちょっとだしておきましたが、これ

をしておっしゃつておることはよくわかるが、これ

を具體化すということになりますと、いろ調べ、

研究、検討を加えて、相手のことも考えながら

やつていかなくちやならぬのじやなかろうか、こ

ういう気持ちでございまして、お気に召したよう

な御返事にならぬことを遺憾といたしますが、し

ばらく研究の時間もかしていただきたいと思いま

す。

○神田国務大臣 お述べになりましたことはいづれも私どもも考えておる問題でございまして、これは努力いたしましてそういう方向に持つていただきたいと考えます。逃げことはではございませんが、相手のあることでございまして、厚生省せんが、相手のあることでございまして、厚生省だけができるものでもありません。またそれは言わなくともわかつておる、こうおっしゃるかもわかりませんが、私はこういうふうに考えておりません。いろいろ当委員会で論議されました重要なことにつきまして省内の局、部にそれぞれの検討を命じまして、そしてこれを省議としてまとめ、これを予算化するものは予算化する、制度化するものは制度化するというようにいたしました。そして来年は厚生行政としてもとりつけなものを作ります。いろいろ当委員会で論議されました重要なことにつきまして省内の局、部にそれぞれの検討を命じまして、そしてこれを省議としてまとめ、これを予算化するものは予算化する、制度化するものは制度化するというようにいたしました。それがかりました。本日は、この程度にとどめ、次回は明四月一日、木曜日、午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会
の申し出がありました場合には、運輸委員会と連合審査会を開催することに御異議ありませんか。
〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕
○井村委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

合審査会を開催することに御異議ありませんか。
〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕
○井村委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本日は、この程度にとどめ、次回は明四月一日、木曜日、午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

しほつてお手続願いたい。
そこで最後に、大臣からその意味でお答えを願いたいのは、準軍属の遺族給与金なるものは、まだわずかに半額という比率が直つておらぬわけであります。これをもつと前進させると、それができる可能性があるかどうか。
それから、戦傷病者のうちでの妻に対する家賃加給、特に戦傷病者がなくなつた場合には、公務死と同じ意味で遺族を待遇してあげるという意味で戦争未亡人に特別給付金が交付されたのと同じに給付金を支給するというような方途を講ずることについて御所見を伺つて質問を終わります。

○神田国務大臣 お述べになりましたことはいづれも私どもも考えておる問題でございまして、これは努力いたしましてそういう方向に持つていただきたいと考えます。逃げことはではございませんが、相手のあることでございまして、厚生省せんが、相手のあることでございまして、厚生省だけができるものでもありません。またそれは言わなくともわかつておる、こうおっしゃるかもわかりませんが、私はこういうふうに考えておりません。いろいろ当委員会で論議されました重要なことにつきまして省内の局、部にそれぞれの検討を命じまして、そしてこれを省議としてまとめ、これを予算化するものは予算化する、制度化するものは制度化するというようにいたしました。それがかりました。本日は、この程度にとどめ、次回は明四月一日、木曜日、午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

の申し出がありました場合には、運輸委員会と連合審査会を開催することに御異議ありませんか。
〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕
○井村委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

合審査会を開催することに御異議ありませんか。
〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕
○井村委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本日は、この程度にとどめ、次回は明四月一日、木曜日、午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

の申し出がありました場合には、運輸委員会と連合審査会を開催することに御異議ありませんか。
〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕
○井村委員長代理 御

昭和四十年四月八日印刷

昭和四十年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局